

## 第1章

# 中国・韓国とは初の経済連携協定 RCEPの制度概要と 適用上の留意点

### 【この章のエッセンス】

- 中国・韓国と締結する初の経済連携協定である。
- RCEPの優遇税率の適用を受けられることができるのは、RCEPの原産地規則を満たす原産品のみである。
- 各国関税当局による事後的な原産性の確認に備えて原産性を示す根拠資料の整備・保存が必要となる。

## はじめに

2018年12月に発効したTPP11、2019年2月に発効した日EU経済連携協定に続き、2022年1月にRCEPが発効することになった。RCEPは、2012年11月に交渉が開始され、2020年11

月15日に署名され、日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジアなど10カ国について2022年1月1日から発効することになる。さらに2月1日以降は、韓国との貿易についても発効することになる。本特集では、中国および韓国との初めての経済連携協定であるRCEPについてその概要を説明するとともに、RCEPの発効が日本企業に及ぼす影響、そしてRCEPをはじめとした外的環境要因からサプライチェーンの変更が必要となった場合に企業のマネジメント層が今後留意すべき点について説明する。

## 制度概要・特徴

### (1) 制度概要

RCEPとは、「Regional

Comprehensive Economic Partnership」の略称であり、日本語では、「地域的な包括的経済連携」と呼ばれている。RCEPは、経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)の1つである。EPAとは、2以上の国(または地域)の間で、物品およびサービス貿易の自由化に加え、貿易以外の分野、たとえば知的財産の保護や投資、政府調達、二国間協力等に関して締結される包括的な協定をいう。EPAとは、このように多様な論点を含む内容となっているが、本章においては物品の貿易の自由化について解説する。

### (2) 物品貿易の自由化とは

物品の貿易取引を行う場合、物品が製造国から輸出されて消費国に輸送されると、輸入国内に流通させるために輸入通関手続が必要とされ

る。輸入通関手続の際には、物品ごとに定められた輸入国の関税率をもとに関税額を算出し、関税を納付する必要がある。

一方、FTA/EPA参加国間の貿易取引においては、協定に参加する国または地域内で一定の加工・製造等を行った製品については、その協定の参加国の原産品として取り扱われ、その原産品に対しては通常の関税率よりも低い関税率により関税を計算することを認めている(一部の貨物を除く)。したがって、EPAにおける物品の貿易の自由化とは、このように参加国間の貿易取引において関税障壁を取り除くことにより、協定に加盟する国間での貿易取引を促進させることを意味している。

### (3) RCEPの特徴

RCEPは、日本にとって、中国・韓国と締結する初めてのFTAとなる。これまで、製品を日本で製造して中国あるいは韓国に輸出をする場合、中国あるいは韓国に輸入時に通常の税率の関税が課されていた。RCEPの発効により、同協定が輸入貨物について通常の関税率よりも低い優遇税率を定めている場合、一定